

防府市上下水道局マンホール蓋の表面デザイン使用に関する要綱

令和6年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市上下水道局（以下「局」という。）マンホール蓋の表面デザイン（以下「デザイン」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(デザインの定義)

第2条 この要綱においてデザインとは、局の管理するマンホール蓋の表面に作図された図柄をいう。

2 この要綱の対象となるデザインは、別表のとおりとする。

(デザインの使用承諾)

第3条 デザインを使用しようとする者は、あらかじめ防府市上下水道局マンホール蓋の表面デザイン使用承諾申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、防府市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出し、その承諾を得なければならない。承諾を得た事項を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、デザインの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定による申請を省略することができる。この場合においてデザインを使用しようとする者は、この要綱に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 市及びその外郭団体が使用するとき。
- (2) 国や地方公共団体、又は公共的団体が公共目的で使用するとき。
- (3) 報道機関等が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (4) 個人が非営利の目的で情報発信をするために使用するとき。
- (5) その他管理者が特に認めるとき。

3 管理者は、デザインの使用が次の各号のいずれかに該当するときは第1項の承諾をしないものとする。

- (1) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動目的で使用し、又は使用するお

それがあるとき。

(4) 自己の商標や意匠とする等、独占的に使用し、又はそのおそれがあるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、管理者がデザインの使用を不相当と認めたとき。

4 管理者は、第1項の規定による申請を行った者に対し、承諾をするときは防府市上下水道局マンホール蓋の表面デザイン使用承諾通知書(第2号様式)により、承諾をしないときは防府市上下水道局マンホール蓋の表面デザイン使用不承諾通知書(第3号様式)により通知するものとする。

5 管理者は、必要があるときは前項の規定による使用承諾に条件を付すことができる。

6 デザインの使用期間は、承諾日から起算して1年を経過する日以後の、最初の3月31日までを限度とする。ただし、更新は妨げない。

(使用料)

第4条 デザインの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 デザインの使用の承諾を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承諾された内容のみに使用し、使用に関する全ての事項については、局の指示に従うこと。

(2) 局が提供する画像データを使用すること。

(3) デザインを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(4) デザインの改変をしないこと。

(5) 第3条第3項各号の規定に該当しないこと。

(物品等の提出)

第6条 使用者は、デザインを利用して物品、商品又は製作物等(以下「物品」という。)を製作したときは、遅滞なく防府市上下水道局マンホール蓋の表面デザイン使用実績報告書(第4号様式)及びその物品を1部提出しなければならない。ただし、物品の提出が困難であるときは、その形状が分かる写真の提出をもって、物品の提出に代えることができる。

(承諾の取消し等)

第7条 管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、デザインの使用の承諾を取り消し、防府市上下水道局マンホール蓋の表面デザイン使用承諾取消通知書（第5号様式）により通知する。

- (1) 第5条に定める事項を遵守しなかったとき。
- (2) 申請に虚偽又は不正があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、使用の継続が不適當であると管理者が判断したとき。

2 管理者は、前項の規定により承諾が取り消された者に対し、当該承諾の取消しに係る物品の回収を求めることができる。

(責任の制限)

第8条 次に掲げるものについて、管理者は一切の責任を負わない。

- (1) 前条の規定による承諾の取消し及び物品の回収並びにデザインの使用に関し使用者に生じた損害又は損失
- (2) 使用者が、デザインの使用によって第三者に対して与えた損害又は損失

(権利設定の禁止)

第9条 使用者は、デザインについて、知的財産に関する一切の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、デザインを使用する場合の取扱いに関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

名 称	図 柄
佐波川 右田ヶ岳 鮎 エヒメアヤメ	

第 1 号様式（第 3 条関係）

防府市上下水道局マンホール蓋の表面デザイン
使用承諾申請書（新規・変更）

（宛先）防府市上下水道事業管理者

年 月 日

（申請者）

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者）

電話番号

防府市上下水道局マンホール蓋の表面デザインを使用したいので、防府市上下水道局マンホール蓋の表面デザイン使用に関する要綱に定められている内容を承諾の上、下記のとおり申請します。

記

デザイン名	
使用目的 使用地域	
製作数量	
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
添付書類	1 企画書 2 申請者の概要が分かるもの 3 その他参考となる資料

第 2 号様式（第 3 条関係）

防府市上下水道局マンホール蓋の表面デザイン使用承諾通知書

様
第
年（ 年） 月 日

防府市上下水道事業管理者

年 月 日付けで申請のありました、防府市上下水道局マンホール蓋の表面デザインの使用について、下記のとおり承諾します。

記

デザイン名	
使用目的	
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
使用承諾に 当たっての条件	
使用上の厳守事項	1 承諾された内容のみに使用し、使用に関する全ての事項については、局の指示に従うこと。 2 局が提供する画像データを使用すること。 3 デザインを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。 4 デザインの改変をしないこと。 5 要綱第 3 条第 3 項各号の規定に該当しないこと。

第 3 号様式（第 3 条関係）

防府市上下水道局マンホール蓋の表面デザイン使用不承諾通知書

様
第 号
年（ 年） 月 日

防府市上下水道事業管理者

年 月 日付けで申請のありました、防府市上下水道局マンホール蓋の表面デザインの使用について、下記の理由により不承諾とします。

記

デザイン名	
使用目的	
不承諾の理由	

第 4 号様式（第 6 条関係）

防府市上下水道局マンホール蓋の表面デザイン使用実績報告書

年 月 日

（宛先）防府市上下水道事業管理者

（申請者）

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者）

電話番号

年 月 日付け第 号により承諾した防府市上下水道局マンホール蓋の表面デザインの使用実績について下記のとおり報告します。

記

使用目的	
物 品 名	
製作数量	
添付資料	完成品 ※提出が困難であるときは形状が分かる写真

第 5 号様式（第 7 条関係）

防府市上下水道局マンホール蓋の表面デザイン使用承諾取消通知書

様
第 号
年（ 年） 月 日

防府市上下水道事業管理者

年 月 日付け第 号により通知した防府市上下水道局マンホール蓋の表面デザインの使用承諾について、下記の理由により取り消します。

記

承諾した使用目的	
承諾した使用期間	年 月 日～ 年 月 日
取消し理由	